

2018年12月12日
藤女子大学 学生課

日本学生支援機構の奨学生であった卒業生の皆様へ

本学を卒業された皆様は、様々なお立場でお元気にご活躍されていることと存じます。
在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、卒業された年の10月から奨学金の返還が開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となってなかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会に説明し資料などをお配りしましたが、改めて《注意喚起》としてお知らせいたします。

あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため、日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、「返還期限猶予制度」や「減額返還制度」などの仕組みがありますので、【日本学生支援機構の相談窓口】に電話してください。

ご相談の際には、奨学生番号を準備してお問合せください、

このお知らせを見た時点で、既に返還されている、或いは在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続きは必要ありません。

2017年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。

本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いしたいと存じますのでよろしくお願いたします。

【日本学生支援機構の相談窓口】 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、日本学生支援機構の返還についてのホームページ

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>